

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 4 年 10 月 7 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ニトリ長浜店 長浜市小堀町字赤町 414 番 1 ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 中高層等建築物に関する指導要綱の届出をしてください。
  - (2) 建築物の建築については、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出が必要です。なお、届出日から 30 日の行為着手制限がかかりますので、ご注意ください。ただし、景観形成基準に適合する場合は適合通知をもって着手制限が解除されます。
  - (3) 自動車の駐車部分の面積が 500 ㎡以上である駐車場の構造および設備は、他法令の規定の適用がある場合における当該規定のほか、道路交通の円滑化等を目的として制定された駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）および駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）で定める技術的基準によらねばなりませんので、ご注意ください。なお、必要により公安協議等を行ってください。
  - (4) 長浜市屋外広告物条例（平成 23 年長浜市条例第 45 号）に定める第 5・6 種地域に位置します。屋外広告物の表示または掲出については、長浜市屋外広告物条例および長浜市屋外広告物条例施行規則（平成 24 年長浜市規則第 6 号）に定める許可基準に適合させるとともに、同条例に定める許可申請が必要な場合は、屋外広告物の表示または掲出の前に許可申請をし、許可を受けてください。
  - (5) 周辺の交通環境保持に留意していただくとともに、通勤、通学時間帯における搬出入には十分注意してください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地
  - (2) 縦覧期間 令和 4 年 10 月 7 日から令和 4 年 11 月 7 日まで